

寒河江市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第13号

寒河江市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則

寒河江市予防接種実費徴収規則（昭和52年市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第1号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 五種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b感染症）

第2条に次の1号を加える。

(18) 新型コロナウイルス感染症

附 則

この規則は、公布の日から施行する。